欠格事項等申告書

1　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2　沖縄県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

3　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

4　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5　令和８年12月25日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）」第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではない者。

6　教育職員免許法第10条の規定による免許状の失効又は同法第11条の規定による免許状の取上の処分を受け、当該処分の日から３年を経過しない者

7　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終えた日から10年を経過していない者

※６及び７については、教諭免許状が必要な職への任用予定者のみ

私は上記のいずれにも該当しておりません。

令和　　年　　月　　日

氏名（自署）

沖縄県教育委員会　殿